

談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認

入札に付そうとする工事等について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに八千代市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により情報を把握した場合にも、委員会の事務局（以下「事務局」という。）へ通報するものとする。

2 報告

事務局は、1により入札談合に関する情報に関する通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、事務局において新聞等の報道により情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うこと。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局から報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて、第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において逐次公正取引委員会へ通報すること。

5 報道機関等との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、事務局が対応すること。

第2 具体的な対応

調査に値する談合情報があった場合には、原則として次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は第3に従い行うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報すること。

② 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかに認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

入札執行後、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）により、入札書（第1回目用）の見積明細書の入念なチェックをすること。

見積明細書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、八千代市財務規則第132条第3号を適用し、入札を無効とすること。

入札終了後に、入札結果の写しを公正取引委員会へ送付すること。

⑤ 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかではないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として②以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによることが適切か否かを第1の3によ

り判断すること。

① 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札結果の写しを送付すること。

事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、八千代市財務規則132条第3号を適用し、入札を無効とすること。

また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結すること。

また、誓約書の写し及び入札結果の写しを公正取引委員会へ送付すること。

② 契約（仮契約を含む）締結後の場合

公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札結果の写しを送付すること。

事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

① 公正取引委員会への通報等は、市長名で行うこと。

② 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2を使用すること。

なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

③ 公正取引委員会へは、最初の通報後手続きの各段階で事情聴取書、誓約書、入札結果の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。

3 事情聴取の方法等

① 事情聴取は、事務局において実施し、委員会へ書面にて報告する。

② 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、別紙1を参考として一社ずつ面談室等に呼び出し、必要事項について聞き取りを行うこと。

③ 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

① 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知したうえ、別記様式第4を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

なお、落札者決定（入札）後で契約締結以前の場合は、別記様式第4の文章表現中「落札後、」を抹消して用いること。

② 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の警告は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

5 工事費等の見積明細書のチェック

入札執行後に、積算担当者が談合の形跡はないか入念にチェックをし、結果を事務局へ報告すること。

6 報道機関との対応

報道機関との対応については、契約担当次長又は事務局の長が行う。

附 則

このマニュアルは，平成 8 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

附 則

このマニュアルは，平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
工事等の名称	
発注担当課	
入札（予定）日	平成 年 月 日 () 時 分
情報提供者	報道機関名 その他（会社名等） 役職名 氏名等 連絡先（住所等） ()
情報手段	・ 電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道
情報内容	
応答の概要	
応答者所属・職・氏名	
当該案件の 問合せ先	()

- ※ 1 情報が書面等の場合は，写しを添付のこと。
2 その他参考となる資料があれば添付のこと。

別記様式第2

契 第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務局

審査部管理企画課情報管理室長 様

八千代市長

印

談合情報に関連する資料の送付について

本市が発注する _____ の入札に係る
談合情報に関連する資料を別添のとおり送付いたします。

(事項)

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札結果 (写)
5. 入札に関する連絡 (無効, 延期・取消等)
6. その他 (契約解除等)

※ 該当する番号を○で囲むこと。

別記様式第3

事 情 聴 取 書

工 事 等 の 名 称
業 者 名
事 情 聴 取 を 受 け た 者
事 情 聴 取 者 職 ・ 氏 名
日 時
場 所

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、または話し合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、または話し合いでしたか。	
4 その他必要事項	

誓 約 書

平成 年 月 日

八千代市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

今般の下記工事（業務委託）の競争入札に関し，連合であると認められる行為は行っていないことを誓約するとともに，今後とも入札の公正を害するような行為をいたしませんことを誓約し，落札後，当該工事（業務委託）に関する談合等の事実が明らかになった場合には，契約を解除されても異議を申し立てません。

なお，この誓約書の写しが，公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 工事（業務委託）名

2 工事（業務委託）場所

事情聴取項目

- 1 工事の入札に先立ち，すでに落札者が決定している（た）との情報がありますが，そのような事実がありますか。

- 2 本件工事について，他社の人と何らかの打合せ，または話し合いをしたことがありますか。

- 3 あったとすれば，どのような内容の打合せ，または話し合いでしたか。

- 4 その他必要事項

入札執行に係わる警告事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報がありましたが，入札要領を遵守し，厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には，入札は無効とする。
(旨を警告する。)